

## ●特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）について

### 【制度の内容】

施設サービス等を利用する際の食費・居住費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費の負担軽減を行っています。令和6年8月から制度改正があり負担限度額が変わります。

利用者負担段階		1日あたりの居住費				1日あたりの食費		資産要件		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室 (老健・ 医療院)	従来型個室 (特養・ 短生)	多床室	施設入所	短期入所	単身	夫婦
第1段階	●世帯の全員が非課税の人で、老齢福祉年金を受給されている人 ●生活保護を受けている人	880円	550円	550円	380円	0円	300円	300円	1,000万円	2,000万円
第2段階	世帯の全員が非課税の人で、課税年金収入額と非課税年金収入額および合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	880円	550円	550円	480円	430円	390円	600円	650万円	1,650万円
第3段階	① 世帯の全員が非課税の人で、課税年金収入額と非課税年金収入額および合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	650円	1,000円	550万円	1,550万円
	② 世帯の全員が非課税の人で、課税年金収入額と非課税年金収入額および合計所得金額の合計が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	1,360円	1,300円	500万円	1,500万円
第4段階	基準費用額（上記の段階以外） 施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円 (※915円)	1,445円	1,445円		

※介護老人福祉施設と（介護予防）短期入所生活介護の多床室の基準費用額のみ

### ○配偶者の所得の勘案について

同一世帯でない配偶者についてもその所得を勘案 ⇒ 配偶者が市民税課税者である場合、  
特定入所者介護サービス費の支給対象外

※同一世帯でない配偶者とは…世帯分離をしている配偶者（例えば、特別養護老人ホームに入所するために世帯分離をして、本人は、特別養護老人ホームに住所を、配偶者はそのまま家に住所を置いている場合等）

※子ども等、その他の親族は勘案しません。

- ・配偶者の確認方法：申請書に配偶者の有無、氏名、生年月日、住所等を記入してください。

※配偶者の有無を確認する必要がある場合は、必要に応じて戸籍の照会を実施します。

- ・例外事項（勘案の対象外とする場合）

※DV防止法に定める暴力があった場合

※行方不明の場合

※その他これに準ずる場合

- ・課税層に対する特例減額措置：世帯分離をしている配偶者の所得の勘案に伴い、一定の要件に該当する場合は特例的に第3段階として補足給付を支給する制度

要件…以下の①～⑥を全て満たしていること

- ①その属する世帯の構成員の数が2人以上
- ②介護保険施設に入所し、利用負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③世帯の年間収入から施設の利用負担（1割負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下
- ④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下
- ⑤世帯がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥介護保険料を滞納していない